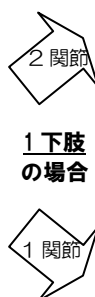


「第2 下肢の障害」等における問題の所在

2 認定要領(11):3級の規定

人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級として認定するが、そう入置換してもなお「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する

- ・ 一下肢の3大関節のうち、1関節又は2関節に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの
- ・ 両下肢の3大関節のうち、1関節にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの



*2級以下は一下肢の関節の動く範囲や筋力の状態により判定

(1)機能障害:上位等級(2級)の規定

- 一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの
 - ・ 不良肢位で強直しているもの
 - ・ 関節の最大可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - ・ 筋力が著減又は消失しているもの
- 1関節の用を全く廃した場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができないもの

(1)機能障害:1級の規定

両下肢の用を全く廃した場合には、杖、松葉杖、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活動作において立ち上がる・歩く・片足で立つ・階段を登る・階段を降りるといった動作を行うことが全くできないもの

*1級は両下肢の日常生活における動作により判定



両下肢の場合

「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当(3級から2級に認定)する規定がない

両下肢の機能障害に関する規定については「両下肢の用を全く廃した場合(1級)」のみ



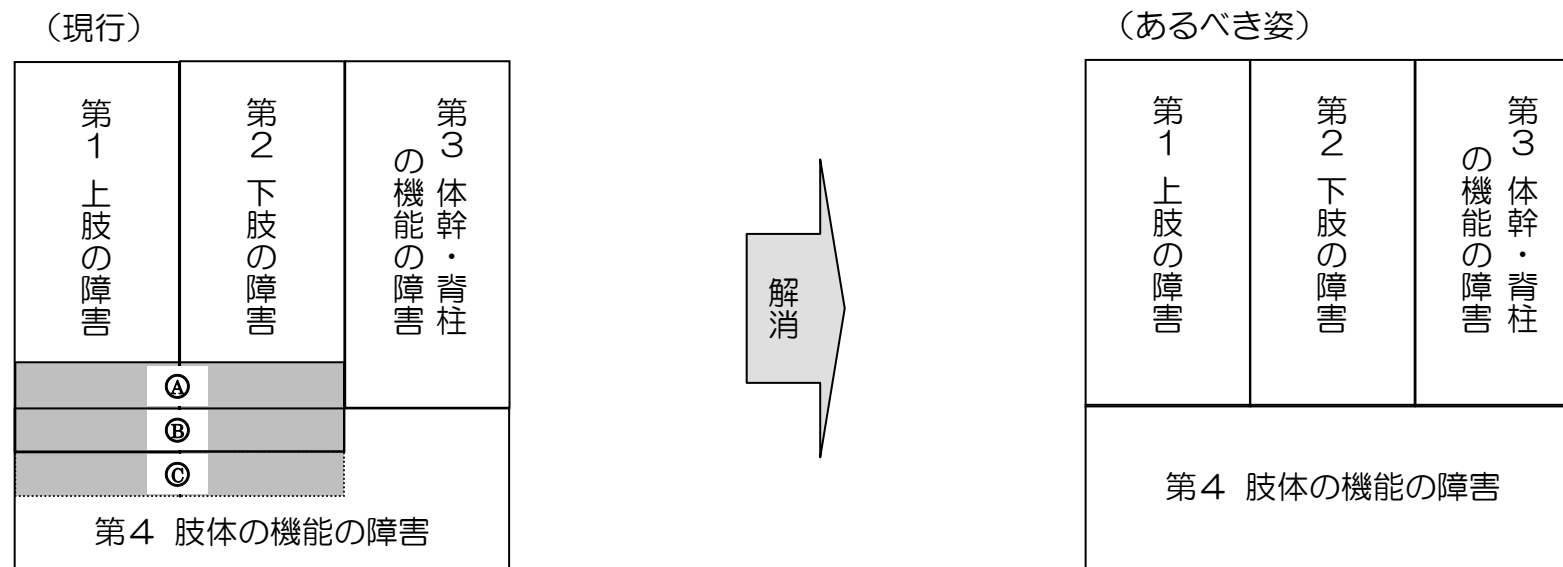
【第4 肢体の機能の障害】2 認定要領(1)及び(2)

- 多発性障害の場合には、関節個々の機能による認定によらず、関節可動域、筋力、日常生活動作等の身体機能を総合的に認定する
- 各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおり

障害の程度	障 害 の 状 態
2 級	2. 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
3 級	4. 両下肢に機能障害を残すもの

*日常生活における動作の障害を重視し、障害の程度(各等級等)を判定

「第7節／肢体の障害」における障害の区分け



☞ 上記㉑～㉓の網掛け部分（2級以下）

- 一上(下)肢の機能障害に関する認定については、
 - ㉑ 「第1 上肢の障害」又は「第2 下肢の障害」の規定を基に、“関節の動く範囲や筋力の状態により判定する方法”と、
 - ㉒ 「第4 肢体の機能の障害」の規定を基に、“日常生活における動作の障害を重視し、判定する方法”の
 二とおりの判断基準が存在
- 両上(下)肢の機能障害に関する認定については、
「第1 上肢の障害」又は「第2 下肢の障害」に規定がないことから、㉓の「第4 肢体の機能の障害」の規定を類推適用

☞ 左記の網掛け部分を再整理（考え方）

- 「第1 上肢の障害」の区分については、上肢の3大関節（肩関節、肘関節、手関節）に限られている機能障害
- 「第2 下肢の障害」の区分については、下肢の3大関節（股関節、膝関節、足関節）に限られている機能障害
- 「第4 肢体の機能の障害」の区分については、上肢及び下肢などの広範囲にわたる肢体の機能の障害（両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹・脊柱のそれぞれの範囲内に限られている機能障害を除く）

「第 7 節／肢体の障害」における関節可動域の“測定方法”と“評価”

2 認定要領（測定方法）

- 関節可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による
- ・ 障害認定における関節可動域表示並びに測定法は、* 日本整形外科学会と日本リハビリテーション医学会が制定する別添「関節可動域表示ならびに測定方法」による

* 関節可動域は、他動運動でも自動運動でも測定できるが、原則として他動運動による測定値を表記

2 認定要領（評価）

- 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する
- ・ 関節の自動可動域が健側の自動可動域の○分の○以下に制限されたもの
 - ☞ 2 級：2 分の 1（かつ、筋力が半減）
 - 3 級：2 分の 1 [指（趾）の場合は、障害手当金も含む]
 - 障害手当金：3 分の 2
 - 併合判定参考表 12 号：5 分の 4

<変遷>

	* 両学会の「関節可動域表示ならびに測定法」	認定要領における関節可動域の評価
昭和 49 年 6 月	原則、 <u>自動運動による測定値を表記</u>	
61 年 3 月		原則、関節の <u>自動可動域</u> の制限による
平成 7 年 2 月	原則、 <u>他動運動による測定値を表記に改正</u>	
14 年 3 月		原則、関節の <u>自動可動域</u> の制限による